

令和元年9月6日  
住宅局建築指導課

## 令和2年から建築士試験の受験要件が変わります！

～「建築士法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」及び「建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」の閣議決定～

昨年12月14日に公布された建築士法の一部を改正する法律の施行期日等が、本日、閣議決定されました。これにより、令和2年の建築士試験（※）から、建築士試験の受験要件となっている実務経験について、免許登録までに積んでいけばよいことになり（実務経験のみの者が二級・木造建築士免許を受ける場合等を除く）、例えば、大学卒業後すぐに試験に合格し、その後実務経験を経て免許登録するといったことも可能になります。

（※）一級建築士試験の「学科の試験」は、例年7月第4週日曜日に実施しておりますが、令和2年に例年通り実施した場合、東京オリンピック・パラリンピック期間中となります。このような状況に鑑み、東京オリンピック・パラリンピック開催期間中の大規模な人の移動を避ける観点等から、試験会場が確保されることを前提に、「学科の試験」については、例年より2週間早い7月12日（日）の日程で実施する予定です。なお、「設計製図の試験」については、例年通り実施予定です。

### 1. 背景

建築士試験を受験するための要件とされている実務の経験について免許登録の際の要件とすること等を内容とする、建築士法の一部を改正する法律（平成30年法律第93号。以下、「改正法」という。）が昨年12月14日に公布されたところです。改正法の施行にあたり、その施行期日等を定める必要があることから、今般、「建築士法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」及び「建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」が閣議決定されました。

### 2. 概要

#### （1）改正法の施行期日

改正法の施行期日を令和2年3月1日とする。

#### （2）建築士の登録・受験に係る手数料の見直し

建築士の登録・受験に係る手数料の額について、以下のとおり改正する。

- 一級建築士の登録手数料 : 28,400円
- 一級建築士の受験手数料 : 17,000円
- 二級・木造建築士の免許に関する事務の標準手数料 : 24,400円
- 二級・木造建築士の試験の実施に関する事務の標準手数料 : 18,500円

#### （3）その他所要の改正

### 3. スケジュール

閣議決定	令和元年 9月6日（金）
公布	令和元年 9月11日（水）
施行	令和2年 3月1日（日）

#### <問い合わせ先>

国土交通省 住宅局 建築指導課 田伏、星川

電話：03-5253-8111（内線：39520、39539）



建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 建築士法施行令の一部改正

一 一級建築士の免許の登録手数料の額を二万八千四百円とするものとする。 (第三条関係)

二 一級建築士試験の受検手数料の額を一万七千円とするものとする。 (第四条第一項関係)

第二 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正

一 二級建築士又は木造建築士の免許の登録手数料の額を二万四千四百円とするものとする。 (本則の表三十九の項の1関係)

二 二級建築士試験又は木造建築士試験の受検手数料の額を一万八千五百円とするものとする。 (本則の表三十九の項の2関係)

第三 その他所要の改正を行うものとする。

第四 附則

一 この政令は、建築士法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年三月一日）から施行するものとする。 (附則第一項関係)

二 この政令の施行に伴う所要の経過措置を定めるものとする。

(附則第二項及び第三項関係)

政令第 号

建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、建築士法の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十三号）の施行に伴い、並びに建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条の十九第二項、第十六条第一項及び第三十七条並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（建築士法施行令の一部改正）

第一条 建築士法施行令（昭和二十五年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「一万九千二百円」を「二万八千四百円」に改める。

第四条第一項中「一万九千七百円」を「一万七千円」に改める。

（沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第二条 沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百十五号

）の一部を次のように改正する。

第百条中「行なつた」を「行つた」に、「第四条第一項又は第二項の試験を受けないで」を「第四条第

二項又は第四項の規定にかかわらず」に改める。

(地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正)

第三条 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表三十九の項中「第四条第二項、」を「第四条第三項、」に改め、同項の1中「第四条第二項」を「第四条第三項」に、「一万九千三百円」を「二万四千四百円」に改め、同項の2中「一万七千九百円」を「一万八千五百円」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この政令は、建築士法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年三月一日）から施行する。

(経過措置)

2 建築士法第五条第一項の規定による一級建築士の登録を受けようとする者であつて、この政令の施行の日（次項において「施行日」という。）前に国土交通大臣の行う一級建築士試験に合格したもの（第二条

の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（同項において「新沖縄特別措置令」という。）第百条の規定により一級建築士の免許を受けることができる者を含む。）に対する第一条の規定による改正後の建築士法施行令第三条の規定の適用については、同条中「二万八千四百円」とあるのは、「一万九千二百円」とする。

3 建築士法第四条第三項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者であつて、施行日前に都道府県知事の行う二級建築士試験に合格したもの（新沖縄特別措置令第百条の規定により二級建築士の免許を受けることができる者を含む。）又は木造建築士試験に合格したものに對する第三条の規定による改正後の地方公共団体の手数料の標準に関する政令本則の表三十九の項の1の規定の適用については、同項の1中「二万四千四百円」とあるのは、「一万九千三百円」とする。



## 理由

建築士法の一部を改正する法律の施行に伴い、一級建築士の登録を受けようとする者に係る手数料の額を改める等建築士法施行令その他の関係政令の規定の整備を行う必要があるからである。



建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文 目次

○ 建築士法施行令（昭和二十五年政令第二百一号）（抄）	1
○ 沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百十五号）（抄）	2
○ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和元年政令第十二号）による改正後の地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）（抄）	3



改正案	現行
<p>（中央指定登録機関による一級建築士の登録手数料）</p> <p>第三条 法第十条の十九第二項の政令で定める額は、<u>二万八千四百円</u>とする。</p> <p>（一級建築士の受験手数料）</p> <p>第四条 法第十六条第一項の政令で定める額は、<u>一万七千円</u>とする。</p> <p>2 受験手数料は、これを納付した者が試験を受けなかつた場合においても、返還しない。</p> <p>3 中央指定試験機関に納付する受験手数料の納付の方法は、法第十五条の五第一項において読み替えて準用する法第十条の九第一項に規定する試験事務規程の定めるところによる。</p>	<p>（中央指定登録機関による一級建築士の登録手数料）</p> <p>第三条 法第十条の十九第二項の政令で定める額は、<u>一万九千二百円</u>とする。</p> <p>（一級建築士の受験手数料）</p> <p>第四条 法第十六条第一項の政令で定める額は、<u>一万九千七百円</u>とする。</p> <p>2 受験手数料は、これを納付した者が試験を受けなかつた場合においても、返還しない。</p> <p>3 中央指定試験機関に納付する受験手数料の納付の方法は、法第十五条の五第一項において読み替えて準用する法第十条の九第一項に規定する試験事務規程の定めるところによる。</p>

○ 沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第一百五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（建築士の資格に関する経過措置）</p> <p>第百条 沖縄の建築士法の規定による一級建築士試験で昭和四十四年八月二十二日までに琉球政府の行政主席が行つたもの若しくは同立法の規定による二級建築士試験に合格した者又は同立法附則第二項若しくは第三項の規定により、琉球政府の行政主席の選考を受けて、一級建築士若しくは二級建築士となるにふさわしい知識及び技能を有すると認められた者は、<u>建築士法第四條第二項又は第四項の規定にかかわらず</u>、それぞれ一級建築士又は二級建築士の免許を受けることができる。</p>	<p>（建築士の資格に関する経過措置）</p> <p>第百条 沖縄の建築士法の規定による一級建築士試験で昭和四十四年八月二十二日までに琉球政府の行政主席が行なつたもの若しくは同立法の規定による二級建築士試験に合格した者又は同立法附則第二項若しくは第三項の規定により、琉球政府の行政主席の選考を受けて、一級建築士若しくは二級建築士となるにふさわしい知識及び技能を有すると認められた者は、<u>建築士法第四條第一項又は第二項の試験を受けな</u>いで、それぞれ一級建築士又は二級建築士の免許を受けることができる。</p>



(略)	(略)	(略)	<p>備考</p> <p>一 この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ上欄に規定する法律（これに基づく政令を含む。）又は政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> <p>二 この表の下欄に掲げる金額は、当該下欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位についての金額とし、その他のものについては一件についての金額とする。</p>
(略)	(略)	(略)	<p>備考</p> <p>一 この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ上欄に規定する法律（これに基づく政令を含む。）又は政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> <p>二 この表の下欄に掲げる金額は、当該下欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位についての金額とし、その他のものについては一件についての金額とする。</p>

建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 参照条文 目次

○建築士法施行令（昭和二十五年政令第二百一号）（抄）	1
○建築士法の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十三号）による改正後の建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）（抄）	2
○沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百十五号）（抄）	3
○沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）（抄）	4
○地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和元年政令第十二号）による改正後の地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）（抄）	5
○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）	6



建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 参照条文

○建築士法施行令（昭和二十五年政令第二百一号）（抄）

（中央指定登録機関による一級建築士の登録手数料）

第三条 法第十条の十九第二項の政令で定める額は、一万九千二百円とする。

（一級建築士の受験手数料）

第四条 法第十六条第一項の政令で定める額は、一万九千七百円とする。

2・3 （略）

○建築士法の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十三号）による改正後の建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）（抄）

（建築士の免許）

第四条 一級建築士になろうとする者は、国土交通大臣の行う一級建築士試験に合格し、国土交通大臣の免許を受けなければならない。

2 一級建築士の免許は、国土交通大臣の行う一級建築士試験に合格した者であつて、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一〜三 （略）

3 （略）

4 二級建築士又は木造建築士の免許は、それぞれその免許を受けようとする都道府県知事の行う二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者であつて、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一〜四 （略）

5 （略）

（免許の登録）

第五条 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許は、それぞれ一級建築士名簿、二級建築士名簿又は木造建築士名簿に登録することによつて行う。

2〜6 （略）

（中央指定登録機関が一級建築士登録等事務を行う場合における規定の適用等）

第十条の十九 （略）

2 中央指定登録機関が一級建築士登録等事務を行う場合において、第五条第一項の規定による登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を中央指定登録機関に納付しなければならない。

3 （略）

（受験手数料）

第十六条 一級建築士試験を受けようとする者は国（中央指定試験機関が行う試験を受けようとする者にあつては、中央指定試験機関）に、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。

2・3 （略）

○沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百十五号）（抄）

（建築士の資格に関する経過措置）

第百条 沖縄の建築士法の規定による一級建築士試験で昭和四十四年八月二十二日までに琉球政府の行政主席が行なつたもの若しくは同立法の規定による二級建築士試験に合格した者又は同立法附則第二項若しくは第三項の規定により、琉球政府の行政主席の選考を受けて、一級建築士若しくは二級建築士となるにふさわしい知識及び技能を有すると認められた者は、建築士法第四条第一項又は第二項の試験を受けないで、それぞれ一級建築士又は二級建築士の免許を受けることができる。

○沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）（抄）

（沖縄法令による免許等の効力の承継等）

第五十三条 この法律の施行前に、本土法令の規定に相当する沖縄法令の規定によりされた免許、許可、認可、承認、登録、これらの処分の取消し、申請、届出等の処分又は手続は、別に法律に定めがある場合及び沖縄と本土との間において処分の基準が著しく異なる等特別の理由がある場合を除き、政令（当該本土法令が総理府令又は省令であるときは、それぞれ総理府令又は省令。以下次条までにおいて同じ。）で定めるところにより、それぞれ本土法令の相当規定によりされた処分又は手続とみなす。

254 （略）

○地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和元年政令第十二号）による改正後の地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）（抄）

地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

標準事務		手数料を徴収する事務	金額
一〇三十八	(略)	(略)	(略)
三十九	建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第四条第二項、第五条第一項及び第二項並びに第十三条の規定に基づく二級建築又は木造建築士の免許に関する事務	1 建築士法第四条第二項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許 2 建築士法第十三条の規定に基づく二級建築士試験又は木造建築士試験の実施	一万九千三百円 一万七千九百円
四〇百九	(略)	(略)	(略)

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

（手数料）

第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

（分担金等に関する規制及び罰則）

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合には、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

2・3（略）

建築士法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要綱

建築士法の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十三号）の施行期日は、令和二年三月一日とするこ  
と。



政令第 号

建築士法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、建築士法の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十三号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

建築士法の一部を改正する法律の施行期日は、令和二年三月一日とする。



## 理由

建築士法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。



建築士法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案 参照条文

○建築士法の一部を改正する法律（平成三十年十二月十四日法律第九十三号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。



## 建築士法の一部を改正する法律要綱

### 一 建築士の免許

一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許は、一級建築士試験、二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者であつて、大学等において国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業し、建築に関する実務の経験を一定期間以上有する者等でなければ、受けることができないものとする。

(第四条関係)

### 二 一級建築士試験、二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格の見直し

大学等において国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者は、建築に関する実務の経験がなくても、一級建築士試験を受けることができるものとする等、一級建築士試験、二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格について所要の見直しを行うものとする。

(第十四条及び第十五条関係)

### 三 その他

1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

2 その他所要の規定を整備すること。

(附則第一条関係)